

## 京田辺市農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和2年7月6日(月)午後3時から3時51分

2.開催場所 305会議室

3.出席委員(24人)

会長	25番	林善嗣
会長職務代理者	24番	喜多義治
	1番	水山裕司
	2番	川嶋一生
	3番	植城勇三
	4番	香村侃彦
	5番	山本邦彦
	6番	澤田康夫
	7番	守本和廣
	9番	小田博
	10番	中本数子
	11番	興村義久
	12番	上村英和
	13番	北川章光
	14番	前川義一
	15番	森田典子
	16番	山下明子
	17番	奥西和子
	18番	藤田喜一
	19番	正田藤博
	20番	松本好次
	21番	大谷雅洋
	22番	堀江幸和
	23番	米田五司

4.欠席委員(0人)

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

第2号議案 非農地証明の承認について

第3号議案 地目変更の届出について

第4号議案 2アール未満の農業用施設の届出について

第5号議案 京田辺市農業委員会規程の一部改正について（別紙）

第6号議案 京田辺市の市街化区域内農地の転用届出事務の処理に関する  
規程の廃止について（別紙）

第3 その他

1) 農地法に基づく許可案件等について

2) (承認第1号) 京田辺市農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者に  
ついて

## 6. 農業委員会事務局職員

局長 古川 義男

主査 喜多 秀顕

主任 寒川 悠也

## 7. 会議の概要

事務局長

皆様、改めましてこんにちは、総会を始めさせていただきます。

あいさつ（省略）

それでは、令和2年度7月総会の開会に当たりまして、林会長がご挨拶申し上げます。

会長

あいさつ（省略）

事務局長

ありがとうございました。

次に、ご臨席賜りました上村市長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

市長

あいさつ（省略）

（拍手）

事務局長

市長、ありがとうございました。市長におかれましては、他の公務がございますので、ここで退席されます。ご臨席、誠にありがとうございました。

〈上村市長 退室〉

事務局長

それでは、審議に入ります前に、まずお手元の資料のご確認をお願いいたします。

資料確認（省略）

それでは、審議に入らせていただきます。進行は会長をお願いします。

会長

それでは、順次審議に入らせていただきます。

ただいまの出席委員さんは24名でございます。定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会7月総会を開催いたします。

京田辺市農業委員会規則第12条の2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません。私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

会長	はい。そしたら、喜多義治委員さん、山下明子委員さん、よろしくお 願いをいたします。
会長	それでは、報告第1号から事務局のご説明をお願いします。
事務局	報告第1号、農地法第18条の規定による通知について。 <b>【報告第1号 1番を朗読後、説明】</b> 以上でございます。
会長	はい、ありがとうございます。 それでは、報告第1号、地元委員さんから。
11番	報告第1号の興戸南銚立、貸人の〇〇〇〇さん、借人の〇〇〇〇さん、 〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは、双方とも納得されて合意解約に至って おりますので、問題はございません。よろしくお願いいいたします。
会長	はい、ありがとうございます。 それでは、報告第1号、何かご質問ございませんか。  (異議なし)
会長	はい。それでは、報告第1号、異議なしということでご承認いただき ました。
会長	続きまして、報告第2号、事務局からご説明をお願いします。
事務局	報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について。 <b>【報告第2号 1番から3番を朗読後、説明】</b> 以上でございます。
会長	はい、ありがとうございます。 それでは、報告第2号、1番から地元委員さんのご説明をお願いします。
13番	西八の北川です。1番と2番は同案件なんですけれども、〇〇〇〇さ んが亡くなりまして、その息子の〇〇〇〇さん、それからその奥さんの 〇〇〇〇さんに相続ということでございます。いずれも実際に耕作され ている方でして、問題はございませんので、よろしくお願いいいたします。
会長	はい、ありがとうございます。

	<p>続きまして3番、お願いします。</p>
7 番	<p>大住久保田、以下3筆で、これはあと〇〇〇〇さんが管理されていかれると思いますので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。  それでは、報告第2号につきまして、何かご質問ございませんか。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。この相続持分の何分の何となつてあるけれども、住んでおられるのはもともと西八で、〇〇〇〇さんも〇〇〇〇さんも西八に住んではるの。</p>
13番	<p>そうです。同じ同居です。</p>
会長	<p>何かご質問ございませんか。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>はい、意見がないようでございますので、報告第2号については、受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>それでは、第1号議案、事務局からご説明を願います。</p>
事務局	<p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可について。  <b>【第1号議案 1番を朗読後、説明】</b>  なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当いたしませんので、許可要件は満たしているものと考えます。  以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。  それでは、本日第4班のほうで現地確認をしていただきました。班長の香村さんからご報告を願います。</p>
4 番	<p>今日、13時前から会長以下、事務局と現地調査をさせていただきました。  その中の第1号議案の中で、東藤木というんですか、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんの土地の関係で見えますと、非常に現状としてもよく</p>

	<p>耕作が行き届いておるといのが現状でございます。したがって、何ら問題はないと認められますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、地元委員さん、ご説明をお願いします。</p>
1 2 番	<p>東藤木、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんに土地を売られて、また〇〇〇〇さんの隣の土地ですので、何の問題もなく耕作されておりますので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案、何かご質問ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>よろしいですか。第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>それでは、第2号議案、澤田委員さん退室してもらいます。</p> <p style="text-align: center;">〈澤田委員 退室〉</p>
会長	<p>それでは、第2号議案、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第2号議案、非農地証明の承認について。</p> <p><b>【第2号議案 1番を朗読後、説明】</b></p> <p>本件につきましては、現在まで周辺及び下流農地にも影響がないことから、非農地証明を交付するのはやむを得ないものと考えます。</p> <p>なお、田辺伝道林につきましては、2アール未満の農業施設の届出で処理することも可能ですが、申請人の目的が法務局での地目変更であることから、今回併せて非農地証明の手続がなされたものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、今日の班長さんと地元委員さん、含めてご説明をお願いします。</p>
4 番	<p>ただいま事務局から説明がございましたように、田辺伝道林につきましては、現状といたしましては、全く非農地という形で、畑の形状をなしておりません。したがって、これはやむを得ないものと思われま。</p>

	<p>ましてや下流や周辺地域についての影響も何らございませんので、ひとつよろしく願いを申し上げたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、第2号議案、非農地証明の承認について、何かご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>私は、非農地証明がほんまは大嫌いで、最初、非農地証明というたら、そんなものあつかと言うて、ほとんど蹴っ飛ばしてやっていたときもあるんですけども、非農地証明もいろいろあって、無断転用しといて非農地証明をくれと言わはるのはほんまはあかん。認められへんところなんですけど、澤田さんの場合は農業用倉庫で、手続きをせんと無断で建てはったというのは1つは悪いんですけども、当時は2アール未満の農業用倉庫であり、長い間建っていて、誰も知らなかったという、こっちの抜けているところもあって、そういうことも含めて、今回非農地証明ということで認めていかざるを得んのかなと思っとるんですけども、何かご意見がございましたら。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、第2号議案、非農地証明の承認について受理決定をさせていただきます。</p>
会長	<p>続きまして第3号議案のほうに入りますけれども、澤田委員さん入ってください。</p> <p style="text-align: center;">(澤田委員 入室)</p>
会長	<p>それでは、第3号議案、事務局からご説明を願います。</p>
事務局	<p>第3号議案、地目変更の届出について。</p> <p><b>【第3号議案 1番を朗読後、説明】</b></p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、第3号議案、地元委員さんのご説明を願います。</p>

<p>20番</p> <p>会長</p> <p>会長</p>	<p>今の天王中別所の件ですが、以前に一体で地上げをされた経過がございます。その後、現況として畑として利用されておりまして、実際今も畑として使われております。地元としては、やむを得ないと判断しております。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、第3号議案、何かご質問ございませんか。よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、第3号議案、異議なしということで、地目変更の届出について、受理決定をさせていただきます。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>7番</p> <p>会長</p> <p>会長</p>	<p>続きまして、第4号議案、事務局からご説明を願います。</p> <p>第4号議案、2アール未満の農業施設の届出について。</p> <p><b>【第4号議案 1番を朗読後、説明】</b></p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、第4号議案、地元委員さんのご説明を願います。</p> <p>大住館、〇〇〇〇さんが一応農業倉庫として申請されましたんですけど、地域としては別に問題ありませんので、よろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今、地元委員さんのご説明を頂きましたけれども、何かご質問ございませんか。よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、第4号議案、2アール未満の農業施設の届出について、受理決定をさせていただきます。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、続きまして第5号議案、事務局からご説明を願います。</p> <p>説明の前になんですけど、本日、京田辺市農業委員会規程の一部を改</p>



正する告示の案ということで、新旧対照表を置かせていただいております。議案書と一緒に事前に送らせていただいているのですが、一部法制担当から指摘がございまして、こちらの改正（案）の第4条の第2号のところになるんですが、法第5条第1項第7号という形で今日置かせていただいたものが正しいものになるんですが、事前に送らせていただいたものが第6号となっておりますので、すみません。誤りですので、今回机の上に置かせていただいた分で、今回の議案のほうを見ていただければと思っております。

そしたら、説明をさせていただきます。

**【第5号議案 朗読後、説明】**

以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長

はい、ありがとうございます。

今、一部改正の説明をしていただきましたけれども、何かご質問ございませんか。

農業委員会法が改正されたときに、女性を入れなさいという話が出て、必ず女性を入れようという国も府もやいやい言われて、そのときに女性委員さんを入れるということで、そしたら、女性委員さんを入れたときに、女性の組織をつくりなさいというような話まで出たので、女性の副会長もつくろうというので、一遍そういうことでやったんですけども、何かそのまま尻切れとんぼみたいになってしもて、組織は女性部の会長が、今、山下明子さんが京都府の会長をしてくれてはりますけども、そのときにそういうことの話の下に、副を2人置こうという話になったんですけども、今あまりそれは関係ないみたいなので、そういうことの要らんだろうということで、職務代理者は1名でええやろうとなりました。

何期前やったか、私も忘れましたが、法律はあまり解らんけども、いろいろとそのとき、そのときで言われますので、ええのかなと思うてやったこともありました。

何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

農地法というのは国が決める分と、ここで審議してもらう分とも含めてありますので、うちの局長は今しっかりやってくれていますので、どっちか解らんようなことは整理しましょうみたいな話になって、今回もそういうことでさせてもらいましたけど、よろしいですか。

(異議なし)

会長

それでは、第5号議案、京田辺市農業委員会規程の一部改正について、受理決定をさせていただきます。

会長

続きまして、第6号議案、事務局からご説明を願います。

事務局 第6号議案、京田辺市の市街化区域内農地の転用届出事務の処理に関する規程の廃止について。

**【第6号議案 朗読後、説明】**

以上、審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会長 はい、ありがとうございます。

今、6号議案の説明、解っていただけましたでしょうか。何かご質問があったら。

もともと市街化区域というのは、農業委員会のタッチするところではないという出発点からです。農業委員会は農地のほうは何ですけども、市街化農地は市街化という枠に入っていますので、あまり農業委員会が関わることはないので、届出で終わってしまうということになりますので、その辺のことであまりがちゃがちゃうちが構うこともないのではないかとということでご理解を頂ければ、この法律についてはまあまああということですよ。

5 番 地元委員としては、打合せをしんかっても構へんの。

会長 届出でということやから。

事務局 地元委員はしていただくことは同じで、会長の専決事項という形で挙げさせていただいているものですので、特に地元委員さんが何か今までと変わると言えば、何も変わりません。あくまで転用の届出の手続きをされましたら、まず地元委員さんのところへ行っていただきまして、地元の調整事項、場合によつたら地元の中での開発委員会とかとそういったところでご判断いただくことになると思ひますので。

4 番 申請者も、届出と申請許可と全然違うもんな、考え方が。

会長 だから、業者はもう届出だけやろうと。あんたら何さぼってんねんと言ふ人があるんですわ。でも、地域としては、そんなもん困るわというようになって。

4 番 同じ農地やもんね。

会長 だから、1つだけ困るのは、市街化農地で市街化農地を農地として使うたはつたらええねんけども、草だらけでほつとかはるのがある。これは誰が管理するもので、誰が注意をするねん。農地なら農業委員会やろ

と。農業委員会、市街化区域だから関係ないやろと。京田辺市が注意すればええねやろと。逃げどころもあるんでしょうけども、その言い方なりやり方なり、農地やから言われたら農業委員やろという感覚を持ってはるねけども、ほな農業委員がそれを全部指導しているかと言うたら、市街化農地はうち関係ないわと言うたら、ほんまは要らんところやねん。

ところが、地元としては、農業委員さん、農地やから農業委員さんという見方をしたはる人が多い、世間一般的に。でも、市街化農地やったら何ぼうちに、市街化みたいなのは京田辺市がやればいいねんと言え言えるという部分もある。

ところが、そこのところが難しいところで、できるだけ市街化農地であっても農地やから、注意したりしてもうたらええねやけども、そこでもめごとが起こるのはそこなんです。市街化農地の中に、つくってはらへんだらごみをほかしよる。農地にごみをほかされたら、こんなん困るわと。でも、あんたがつくらへんからやと言うたら、その人とのやり取りのけんかになるみたいな。実際は京田辺市に言うてこいということになるんです。

そこのところ、いろいろと難しいところがあるということで、市街化農地については一応届出やから、あまり関係ないというたら関係ない。

都市計画審議会でも、市街化農地の管理は誰がしているねんと言うて、偉そうに一遍やらはって、あんた、誰に言うてはるねんとけんかしたことがある。だから、それぐらいがとやり合いせんなんことになってあるんですけども、その辺で、向こうが負けはったんか、折れはったんでやめましたけども、市街化農地はちょっと難しいところがあります。

これからも農業委員、農地最適化推進委員さんやってもらう人は、そういう意味ではちょっと気をつけてもらわんとあかんことあると思いますので、よろしくをお願いします。

私1人がしゃべっているのもいかなので、意見がありませんか。よろしいですか。

(異議なし)

会長

意見がないようでございますので、第6号議案、京田辺市の市街化区域内農地の転用届出事務の処理に関する規程の廃止について、受理決定をさせていただきます。

本日の審議内容は以上でございます。

本日で最後になろうかと思っておりますので、まとめて何か聞きたいこと、もしくは言うときたいことが、審議のことであれば、よろしいですか。

(異議なし)

会長

それでは、一応本日の審議については終わらせていただきます。

2番目の承認第1号ということで、事務局から、次、最適化推進委員さんのことで説明をしていただきます。この間、委員長を開いて、最適化推進委員さんの選考をしまして、一応委員会ではご承認というのか、こういうこととということを決めさせていただいた分でございます。事務局から。

事務局

私のほうから説明をさせていただきます。

承認第1号ということで、京田辺市農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者についてということで、お手元に承認第1号をお配りをさせていただきますので、こちらのほうをご覧ください。

**【承認第1号 朗読後、説明】**

事務局からの説明は以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。

これは、この間6月10日に選考委員会をやりまして、定数が1人どうしてもオーバーということで、どういう評価をするかということで、一応農家組合推薦、個人推薦、いろいろ含めて点数制で一覧表をつくってもらいまして、点数の高い人から採るということでさせてもらいました。

そして、〇〇〇〇さんも、この間桃づくりでということで、大住の桃ということで一生懸命やっってはるということで、将来、この人かて農地利用最適化推進委員になってもらう人なのかも解りませんけれども、今日までの中で、地域の推薦をやってもらっているという関係もありまして、そんなんでも点数制でいきますと、この人がちょっと点数が足らんかったので、将来は解りませんけれども、今回はこの人を除外ではないですけども、外させてもろたという経過がございます。

そんなんでも、これで今の最適化推進委員さんのメンバーを見ていただいて、何かご質問がございましたら承りたいと思います。一応地域のバランスも含めてある程度させてもらっています。

それと、今回は11名、次は多分10名になる。100ヘクタールで1人という規定がございますので、京田辺市も3年たったら多分1,000ヘクタールを切るんじゃないかと。そうすると、最適化推進委員さんが1名減るということで、どっかで減らしていかなければならないということが現実に起こってくると思いますけれども、その辺のことも含めていろいろ相談をしていただいたんですけれども、何かご質問、ご意見がございましたら承りたいと思います。

一応これで次の20日、今月20日に初総会をされると思います。その総会のところで承認を頂いて、次の最適化推進委員さんということで、農業委員さんはこの間の議会で市長さんの推薦を受けて承認してもらっ

